

点数切符の様式等並びに点数切符による違反事実の告知及び点数切符の作成の要領について

〔平成19年4月2日交指甲達第27号〕  
警察本部長から部課署長あて

点数切符の様式等並びに点数切符による違反事実の告知及び点数切符の作成の要領については、対号に基づき実施しているところであるが、このたび、新たに要領を定めたので事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

## 別添

### 点数切符の様式等並びに点数切符による違反事実の告知及び 点数切符の作成の要領

#### 1 点数切符の構成等

##### ? 番号等

点数切符の構成は、「告知票」、「報告票」及び「取締り原票」の3枚1組とし、その様式は、別記様式1号、別記様式2号及び別記様式3号のとおりとする。

1組の各枚の最上欄の番号は、組ごとに通し番号を印刷するものとする。

番号の使用区分は、000001から099999までの範囲の一連番号を使用することとし、点数切符の使用数が多く、そのため同一年に同一番号が重複して使用されることとなる場合は、記号（例AA・AB・AC等）を付し、各記号別に前記範囲内の一連番号を使用するものとする。

なお、点数切符の各枚の複写を要する部分は、原則としてノーカーボン式複写とし、点数切符一つづりの組数はおおむね5組とする。

##### ? 各枚の名称及び色

ア 1枚目（白色） 告知票（告知警察官が違反者に交付するもの。）

イ 2枚目（白色） 報告票（告知警察官が所属長への報告資料、その他取締りの参考資料等として告知警察官の所属において活用、保管するもの。）

ウ 3枚目（白色） 取締り原票（違反登録用資料、統計資料、行政処分の参考資料として運転免許課において活用、保管するもの。）

#### 2 点数切符による違反事実の告知の要領

##### ? 告知の方法

警察官は、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反及び乗車用ヘルメット着用義務違反を現認又は認知したときは、点数切符を作成し、違反者に告知票を交付する。ただし、違反者が告知票の受領を拒否した場合は、当該違反行為に基礎点数が付される旨を口頭で告知する。

##### ? 違反行為が競合する場合の取扱い

ア 点数切符の対象となる違反行為をした者が、酒気帯び運転又は基礎点数が付されていない違反である泥はね運転、公安委員会遵守事項違反、運行記録計不備、警音器使用制限違反若しくは免許証不携帯を同時にした場合は、交通（反則）切符とは別に点数切符を作成し、違反者に告知票を交付する。

イ 点数切符の対象となる違反行為をした者が、基礎点数が付される他の違反行為（酒気帯び運転を除く。）を同時にした場合は、点数切符の対象となる違反行為については点数切符による告知を行わず、指導警告にとどめる。

ウ 点数切符の対象となる違反行為を同時に複数した場合は、いずれか一つの違反行為についての点数切符を作成し、違反者に告知票を交付する。

### 3 点数切符の作成要領

点数切符の作成要領は、別表「点数切符作成要領」によるほか、「反則金不納付事件に関する司法警察員捜査書類基本書式例の特例の運用について（通達）」（平成19年4月2日付け交指第26号）の例による。

### 4 報告票及び取締り原票の処理要領

#### ? 告知警察官の措置

違反者に告知した警察官は、報告票及び取締り原票をとりまとめ、速やかに所属長に報告する。

#### ? 所属長の措置

ア 所属長は、告知した警察官から報告を受けたときは、その内容を点検し、運転免許課に送付することが相当であると認められる違反については、運転免許課に送付する。

イ 「報告票」については、各所属において5年間保存する。

### 5 点数切符の管理の徹底

各所属において、点数切符の保管管理の徹底を図るとともに、幹部は点数切符及び報告票の保管状態等について随時確認を行い、適正管理に努める。